

恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 5 号

恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則

恵庭市事務分掌規則（昭和 4 6 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

別表 1

(1) 総務部

組織	事務分掌
総務課	儀式及び表彰に関すること。 栄典事務に関すること。 特定行事の企画調整に関すること。 総合教育会議に関すること。 いじめ問題再調査委員会に関すること。 庁議に関すること。 市の境界及び行政区画に関すること。 国内の他市町村との交流に関すること。 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。 男女共同参画審議会に関すること。 後援名義の使用に関すること。 北方領土返還運動に関すること。

	市民憲章に関すること。 市議会及び行政委員会等との連絡調整に関すること。 条例、規則、規程及び重要文書の審査に関すること。 市議会提出議案の審査に関すること。 例規集等の編集発行に関すること。 法令の調査研究に関すること。 訴訟事務の総括に関すること。 顧問弁護士への法律相談に関すること。 情報公開制度に関すること。 情報公開コーナーの管理に関すること。 個人情報保護制度に関すること。 政治倫理（市議会議員に関するものを除く。）に関すること。 行政手続法（平成５年法律第８８号）及び行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に関すること。 公印の管守に関すること。 公告式に関すること。 文書の収受発送に関すること。 公文書等の管理に関すること。 事務引継ぎに関すること。 庁用指定物品の購入に関すること。
秘書課	市長及び副市長の秘書に関すること。 行事の連絡調整に関すること。 市長会に関すること。 祝辞、式典及び挨拶の総合調整に関すること。 交際、慶弔等に関すること。 特命事項の処理に関すること。

基地・防災課	自衛隊との渉外及び連絡調整に関すること。 自衛隊基地周辺整備事業の計画調整に関すること。 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 自衛官募集に関すること。 国民保護計画に関すること。 防災及び災害対策に関すること。 自主防災組織の育成及び避難行動要支援者支援制度の普及に関すること。 防災行政無線に関すること。 山岳遭難救助に関すること。 国土強靱化に関すること。
職員課	職員、会計年度任用職員等の任用及び退職に関すること。 職員の服務及び勤務条件に関すること。 組織機構に関すること。 職員の定数管理に関すること。 職員の人事評価に関すること。 職員の育成に関すること。 職員の安全衛生管理に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 職員福利厚生会に関すること。 職員の顕賞、分限及び懲戒に関すること。 職員の給与及び報酬に関すること。 職員団体に関すること。 特別職報酬等審議会に関すること。 職員の公務災害に関すること。 職員の退職手当に関すること。 人件費に係る経理に関すること。 共済組合、社会保険等に関すること。

	組織マネジメント推進本部に関すること。 行政不服審査会の庶務に関すること。
情報政策室	
情報政策課	業務電算化の総合調整に関すること。 行政情報システムに関すること。 情報セキュリティ委員会に関すること。 社会保障・税番号制度に関すること。 自治体D Xの推進に関すること。
財務室	
財政課	財政計画に関すること。 予算の総括に関すること。 予算の執行管理及び経理資金の調整に関すること。 市債及び一時借入に関すること。 地方交付税に関すること。 財政事情の公表に関すること。 決算の調製、審査及び認定に関すること。 債務負担行為の総括に関すること。 基金の設置及び管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 その他財政に関すること。
税務課	税制に関すること。 個人市民税の賦課に関すること。 法人市民税の申告納付に関すること。 軽自動車税種別割の賦課に関すること。 個人道民税の賦課に関すること。 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

	特別土地保有税の申告納付に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 市たばこ税の申告納付に関すること。 諸税の申告納付又は申告納入に関すること。
債権管理課	税務統計に関すること。 納税思想の普及啓発に関すること。 市税の消込整理及び決算に関すること。 固定資産評価審査委員会に関すること。 市税の督促及び催告に関すること。 市税の徴収、督促及び納税相談に関すること。 市税の滞納処分に関すること。 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。 債権管理に関すること。 証明書窓口に関すること。
管財・契約課	公有財産及び公有財産台帳の総括に関すること。 公有財産の取得処分及び管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 公共施設等管理保全基金の設置及び管理に関すること。 公有財産の損害保険に関すること。 庁舎の施設維持に関すること。 車両（他の所管に属するものを除く。）の整備、運行及び管理に関すること。 公共施設の改修等に係る総合調整に関すること。 恵庭市振興公社に関すること。 庁舎の施設管理及び取締りに関すること。 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関すること。

	カーボン・マネジメントシステムの推進に関すること。 入札参加資格審査申請の資格審査及び登録に関すること。 工事等の契約に関すること。 工事等の契約に伴う連絡調整に関すること。 入札参加資格審査委員会に関すること。 入札参加者指名選考委員会に関すること。 物品等の契約に関すること。 工事の検査等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 指定管理者に関すること。
--	--

(2) 企画振興部

組織	事務分掌
企画課	総合計画の策定及び推進管理に関すること。 地方版総合戦略・人口ビジョンの策定及び推進管理に関すること。 行政施策の総合調整に関すること。 行政改革の推進に関すること。 地方分権の総合調整に関すること。 恵庭リサーチ・ビジネスパークに関すること。 広域行政に関すること。 地方拠点都市地域に関すること。 大学等高等教育機関に関すること。 国際交流に関すること。 多文化共生に関すること。 懸案事項の要望の総括に関すること。 企画調整関係団体に関すること。 ふるさと納税推進事業に関すること。 シティセールスの推進に関すること。

	まちづくり基本条例に関すること。 特命事項の企画及び調査に関すること。 基幹統計調査及びその他の統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
広報課	行政の周知宣伝に関すること。 広報誌の編集発行に関すること。 市勢要覧の編集発行に関すること。 市史に関すること。 報道機関との連絡に関すること。
まちづくり拠点整備室	拠点整備事業に関すること。
まちづくり推進課	都市計画に係る総合調整に関すること。 都市計画の基本方針に関すること。 土地利用に関すること。 都市施設の計画決定に関すること。 市街地開発事業の計画決定に関すること。 地区計画等に関すること。 交通施設計画に関すること。 都市景観形成に関すること。 緑の基本計画に関すること。 都市計画審議会に関すること。 開発行為の許可等の事務及び特定の開発行為に関すること。 国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）の届出等に関すること。 優良宅地の認定に関すること。 路外駐車場の設置等の届出に関すること。

	地価公示に関すること。 個人、組合及び区画整理会社の施行に係る土地区画整理事業の認可等の事務に関すること。 バリアフリー基本構想に関すること。 移住及び定住に関すること。 住生活基本計画に関すること。 建築確認申請業務に関すること。 建築完了検査申請の検査に関すること。 違反建築物の調査及び取締りに関すること。 建築物の指導及び相談に関すること。 独立行政法人住宅金融支援機構住宅の受託業務に関すること。 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく許可、認定及び指定に関すること。 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に関すること。 住宅の認定に関すること。
まちづくり	市営住宅恵央団地ＰＦＩ建替えに関すること。
整備課	柏陽地区土地利用再編に関すること。

（３） 生活環境部

組織	事務分掌
生活環境課	市民及び団体からの生活環境に係る相談の受理及び連絡調整に関すること。 法律相談に関すること。 人権擁護に関すること。 行政相談に関すること。 市民及び団体からの提案、要望及び陳情の受理並びに連絡調整に関すること（政党からの要望を除く。）。 パブリックコメント制度の推進に関すること。 恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例の推進に関

すること。

交通安全対策の総合企画に関すること。

交通安全対策に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

交通安全施設の設置に関すること。

交通安全関係団体の指導育成に関すること。

交通事故防止のための指導及び教育に関すること。

えにわサイクルパークに関すること。

恵庭市自転車等駐車場に関すること。

地域公共交通体系の総合企画に関すること。

コミュニティバス及び乗合タクシーの運行に関すること。

防犯灯の整備に関すること。

防犯関係団体との連絡調整に関すること。

防犯活動の推進に関すること。

暴力追放に関すること。

消費生活相談に関すること。

消費者団体の育成指導に関すること。

消費者教育及び啓発に関すること。

恵庭市消費生活センターに関すること。

小売物価の調査に関すること。

計量器の調査及び検査に関すること。

家庭用品品質表示法に基づく立入検査等に関すること。

消費生活用製品安全法に基づく立入検査等に関すること。

町内会及び自治会活動の推進に関すること。

生活環境改善要望のとりまとめに関すること。

地域集会施設に関すること。

地縁団体の認可に関すること。

地域担当職員制度に関すること。

	市民活動団体の育成及び支援に関すること。 市民の広場に関すること。 市民活動センターの運営に関すること。 特定非営利活動法人の認証事務に関すること。 空家等対策に関すること。 特定空家等の認定に関すること。 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画に関すること。 と。 恵庭市空家等の適正な管理に関する条例に関すること。 放置自動車に関すること。 市が設置する路外駐車場に関すること。 駐車場基金に関すること。
市民課	戸籍に関すること。 住民基本台帳に関すること。 住民基本台帳ネットワークに関すること。 個人番号カードに関すること。 特別永住者及び中長期在留者に関すること。 印鑑登録証明事務に関すること。 自動車臨時運行許可に関すること。 身分証明に関すること。 死亡届及び死産届に伴う火葬許可証の交付に関すること。 人口動態に関すること。 各種届書、申請書等の受付（受理）並びに証明書、許可書等の書類の作成及び交付に関すること。 町の名称及び区域の変更に関すること。 住居表示に関すること。 国民年金に係る法定受託事務に関すること。

	国民年金に係る市町村の協力及び連携に関すること。 旅券の発給に関すること。 おくやみ窓口に関すること。 墓地に関すること。 火葬場に関すること。 墓園基金に関すること。 支所及び出張所との連絡調整に関すること。
ゼロカーボン 推進室	
脱炭素推進 課	環境基本計画の策定及び推進に関すること。 環境審議会に関すること。 水道水源の保全に関すること。 公害関係法令等に基づく規制及び指導（自衛隊基地に係るものを除く。）に関すること。 環境汚染の調査測定に関すること。 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関すること。 環境教育の普及啓発に関すること。 鳥獣保護に関すること。 鳥獣の飼養許可に関すること。 狩猟及び有害鳥獣の捕獲許可（農林水産業に係るものを除く。）に関すること。 空地の環境保全に関すること。 浄化槽の届出及び指導に関すること。 畜犬取締及び野犬掃とうに関すること。 害虫等の駆除に関すること。 専用水道の届出及び指導に関すること。

廃棄物管理課	廃棄物処理事業の企画統計、調査研究及び総合調整に関すること。 循環型社会形成の推進に関すること。 廃棄物処理の計画に関すること。 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 廃棄物の減量化、再利用及び資源化に関すること。 廃棄物の適正処理に関すること。 きれいなまちづくり条例（平成15年条例第9号）に関すること。 廃棄物の不法投棄に係る指導改善に関すること。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に係る許可及び指導に関すること。 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。 廃棄物処理施設の計画及び工事に関すること。 廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関すること。 ごみ処分手数料及びし尿処理手数料に関すること。 廃棄物処理施設の周辺対策に関すること。 中島松地域交流施設に関すること。 廃棄物処理施設環境保全基金に関すること。
--------	--

（４） 保健福祉部

組織	事務分掌
福祉課	福祉の総合的な企画及び調整に関すること。 地域福祉計画に関すること。 民生委員児童委員及び民生委員推薦会に関すること。 保護司に関すること。 アイヌ住民の福祉対策に関すること。 旧軍人の恩給及び戦傷病者、戦没者等の遺族援護に関すること。 災害援護に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

	生活保護に関すること。 生活困窮者自立支援に関すること。 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 社会福祉審議会に関すること。 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第二種社会福祉事業（隣保事業に限る。）に係る事業開始届等に関すること。 社会福祉法人の設立認可、監査及び指導に関すること。 社会福祉事業推進基金に関すること。 部の庶務に関すること。 その他福祉に関すること。
国保医療課	国民健康保険事業の企画運営に関すること。 国民健康保険運営協議会に関すること。 国民健康保険の資格得喪に関すること。 国民健康保険税の賦課に関すること。 国民健康保険支払準備基金に関すること。 国民健康保険の医療給付に関すること。 出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。 医療費の実態把握及び分析に関すること。 特定健診及び特定保健指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 後期高齢者医療の資格得喪に関すること。 後期高齢者医療の賦課徴収に関すること。 後期高齢者医療の医療給付に関すること。 後期高齢者医療の葬祭費の支給に関すること。 後期高齢者の健康診査及び歯科健康診査に関すること。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。 重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 養育医療費助成に関すること。

	特定防衛施設周辺整備調整交付金基金（子ども医療費助成事業）に関する こと。
介護福祉課	高齢者福祉及び介護保険の総合的な企画及び調査に関すること。 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。 地域密着型サービスの指定、指導及び監督に関すること。 介護予防・日常生活支援総合事業の指定、指導及び監督に関すること。 居宅介護支援事業の指定、指導及び監督に関すること。 地域支援事業に関すること。 成年後見支援センター業務に関すること。 養護老人ホームへの入所等の措置に関すること。 高齢者の地域福祉サービスに関すること。 高齢者の生きがいづくりに関すること。 介護支援ボランティアポイント事業に関すること。 老人クラブの育成振興に関すること。 老人憩の家等の維持管理に関すること。 介護保険の資格管理に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。 要介護認定に関すること。 介護認定審査会に関すること。 有料老人ホームの設置に関すること。 介護予防に関すること。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。 介護給付費準備基金に関すること。 その他高齢者福祉及び介護保険（他の所管に属するものを除く。）に関する こと。

障がい福祉課	障がい者福祉の総合的な企画及び調査に関すること。 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に関すること。 障がい者の福祉に関すること。 特別障害者手当等に関すること。 障害者自立支援サービス（１８歳以上）に関すること。 地域生活支援事業に関すること。 障がい者虐待防止に関すること。 障がい者の優先調達に関すること。 障がい者の差別解消に関すること。 心身喪失者等の医療観察に関すること。 難病患者の福祉施策に関すること。 その他障がい者福祉に関すること。
保健課	健康診査及びがん検診に関すること。 特定健診及び特定保健指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 健康増進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 健康づくり計画に関すること。 食育推進計画に関すること。 歯科保健に関すること。 成人及び高齢者保健に関すること。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。 自殺対策計画に関すること。 予防接種に関すること。 感染症の予防及び防疫に関すること。 夜間・休日急病診療所の運営に関すること。 夜間休日救急医療体制に関すること。 献血の普及啓発に関すること。 骨髄バンクの普及啓発に関すること。

	保健センター運営協議会に関すること。 保健医療団体との連絡調整に関すること。 保健センターの管理運営に関すること。 保健師の保健活動の総合調整に関すること。
健康スポーツ課	健康増進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 体育及びスポーツ活動の普及、推進及び奨励に関すること。 運動・スポーツ推進計画に関すること。 各種体育事業の企画運営及び指導援助に関すること。 スポーツ活動を行う選手の育成に関すること。 市民の体力向上に関すること。 スポーツ推進委員に関すること。 スポーツ指導員に関すること。 スポーツ功労者の顕彰に関すること。 スポーツ傷害事故の防止に関すること。 学校開放事業に関すること。 体育関係団体との連絡調整に関すること。 体育施設の維持及び管理に関すること。 体育施設の使用許可に関すること。 体育器材の貸出、利用及び保管に関すること。 スポーツ振興基金に関すること。 その他体育及び体育施設に関すること。

（５） 子ども未来部

組織	事務分掌
子ども政策課	学童クラブに関すること。 放課後子ども教室に関すること。 子どもの居場所づくりプランに関すること。 子どもひろばに関すること。

	子育て支援センターに関すること。 子どもの集う場所の整備に関すること。 子育て支援事業に関すること。 子育て基金に関すること。 児童福祉専門部会に関すること。 次世代育成支援行動計画に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 黄金ふれあいセンターに関すること。 市町村こども計画に関すること。
えにわっこ 支援センター	子育て事業に関すること。 児童福祉に関すること。 家庭児童相談に関すること。 ひとり親家庭に関すること。 障がい児福祉計画に関すること。 障がい児通所支援・福祉サービスに関すること。 児童虐待防止に関すること。 子ども・若者支援に関すること。 児童手当に関すること。 児童扶養手当に関すること。 特別児童扶養手当に関すること。 母子保健に関すること。
幼児保育課	子どものための教育・保育給付に関すること。 子育てのための施設等利用給付に関すること。 幼稚園、認定こども園及び保育所に関すること。 認可外保育施設に関すること。 地域型保育事業に関すること。 特別保育事業に関すること。

	保育の利用調整及び入退所に関すること。 保育料に関すること。 保育計画に関すること。 子ども・子育て支援交付金に関すること。
子ども発達支援センター	子ども発達支援センターの管理運営に関すること。 児童発達支援に関すること。 保育所等訪問支援に関すること。 居宅訪問型児童発達支援に関すること。 障がい児相談支援に関すること。 地域支援の推進に関すること。
すみれ保育園	すみれ保育園の管理運営に関すること。 児童の保育に関すること

(6) 経済部

組織	事務分掌
農政課	農業行政の総合調整に関すること。 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に関すること。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に関すること。 農地保有合理化事業の促進に関すること。 農業後継者対策に関すること。 農業者と市民の交流に関すること。 農業関係機関団体との調整に関すること。 農業制度資金に関すること。 農畜産物に係る有害鳥獣に関すること。 農林水産の振興及び指導に関すること。 稲作、畑作及び園芸の改良普及、奨励及び指導に関すること。 米の生産調整に関すること。 米穀の集荷調整に関すること。

農業気象及び農作物の作況に関すること。

農作物の病虫害防除に関すること。

農作物の災害に関すること。

林業及び内水面漁業の振興奨励に関すること。

林地開発行為に関すること。

農業振興計画に関すること。

農業構造の改善に関すること。

農業近代化施設等の整備に関すること。

畜産の振興及び指導に関すること。

家畜及び家きんの改良増進及び保健衛生に関すること。

畜産施設の改善奨励に関すること。

獣医師、装てい師及び家畜人工授精師に関すること。

家畜及び家きんの実態調査に関すること。

畜産団体の指導調整に関すること。

畜産共進会に関すること。

畜産振興に係る土地改良事業及び諸事業の計画、調査及び促進実施に関すること。

市営牧場の運営管理及び整備事業に関すること。

道央農業振興公社との連絡調整に関すること。

農業活性化支援センターに関すること。

農業水利の調整に関すること。

内水排除施設の管理に関すること。

国営、道営及び団体営事業の計画、実施及び補償等に係る地元調整に関すること。

排水路施設の維持補修に関すること。

所管工事の調査、設計施工、監督及び検査に関すること。

農業振興基金に関すること。

	森林環境譲与税基金に関すること。 農業の人材確保対策に関すること。 スマート農業の推進に関すること。
商工労働課	商業の振興に関すること。 商業の近代化及び高度化に関すること。 商業団体の指導育成に関すること。 中小企業等振興融資に関すること。 中小企業振興審議会に関すること。 商店街近代化の相談及び指導に関すること。 商店街の事業推進に関すること。 商店街振興組合の設立に係る指導及び認可に関すること。 起業支援に関すること。 協同組合の設立に係る指導及び認可に関すること。 協業組合の設立に係る指導及び認可に関すること。 ガス用品販売事業者への立入検査等に関すること。 電気用品販売事業者への立入検査等に関すること。 液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等に関すること。 労働施策に関すること。 雇用対策に関すること。 労働団体との連絡調整に関すること。 職業訓練及び技能者支援に関すること。 地場産業の育成振興に関すること。 農商工等連携に関すること。 企業誘致に関すること。 砂利採取及び採石に関すること。 工業及び鉱業の振興に関すること。 工業団体の指導育成に関すること。

	工業適地調査に関すること。 既存企業の適地誘導に関すること。 道央産業技術振興に関すること。 地下資源の開発に関すること。 いざりえ恵庭ビル管理組合に関すること。
花と緑・観光課	観光及び観光イベントに関すること。 観光資源の調査開発に関すること。 観光施設の整備促進に関すること。 観光客の誘致及び宣伝に関すること。 観光団体の指導調整に関すること。 えにわ湖周辺レクリエーション施設に関すること。 国立公園の利用及び活用に関すること。 花の拠点事業の推進に関すること。 みどりの推進員及び水と緑のまちづくり推進委員会に関すること。 花と緑の関係団体の指導育成及び調整に関すること。 花と緑のまちづくりの推進に関すること。 ルルマップ自然公園ふれらんの運営に関すること。 花の拠点整備事業に関すること。 水と緑のまちづくり審議会に関すること。

(7) 建設部

組織	事務分掌
管理課	道路の管理に関すること。 道路台帳の調製及び保管に関すること。 財産台帳の調製及び保管に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 道路占用料の額の決定及び徴収に関すること。 行政財産使用料の額の決定及び徴収に関すること（他の所管に属するものを除

	く。）。 市道路線の認定、廃止及び変更に関すること。 市道路線の区域の決定及び供用の開始に関すること。 道路施設（他の所管に属するものを除く。）の維持補修計画に関すること。 道路施設（他の所管に属するものを除く。）の維持補修工事の調査及び設計施工に関すること。 直営工事の調査及び計画に関すること。 所管工事の監督及び検査に関すること。 除排雪システムの調査研究に関すること。 除排雪の計画及び実施に関すること。 道路の監察及び取締りに関すること。 道路占用の許可及び技術審査に関すること。 行政財産使用の許可及び技術審査に関すること。 直営で実施する道路施設（他の所管に属するものを除く。）の維持補修工事に関すること。 直営で実施する除排雪に関すること。 車両及び車両管理施設の維持管理に関すること。 建設機械の運行管理に関すること。 図面及び成果の管理に関すること。 用地測量及び物件調査委託業務（他の所管に属するものを除く。）の設計、監督及び検査に関すること。 用地（他の所管に属するものを除く。）の取得及び補償に関すること。 国有地の払下げに関すること。 行政財産（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。
公園緑地課	公園緑地の管理に関すること。 公園使用及び占用に関すること。 行政財産（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。

	公園緑地の整備計画に関すること。 公園緑地事業の調査及び設計施工に関すること。 公園緑地に関する災害復旧事業に関すること。 道路施設（街路樹、植樹柵及び植樹帯に限る。）の維持補修計画に関すること。 道路施設（街路樹、植樹柵及び植樹帯に限る。）の維持補修工事の調査及び設計施工に関すること。 直営で実施する道路施設（街路樹、植樹柵及び植樹帯に限る。）の維持補修工事に関すること。 受託土木工事の調査及び設計施工に関すること。
土木課	道路の整備計画に関すること。 道路事業及び街路事業の調査並びに設計施工に関すること。 道路に関する災害復旧事業に関すること。 受託土木工事の調査及び設計施工に関すること。 所管工事の監督及び検査に関すること。 治山対策に関すること。 治山事業関係団体に関すること。 演習場等障害防止工事の調査及び設計施工に関すること。 国又は道の道路工事に係る連絡調整に関すること。
建築課	建築工事の調査及び設計施工に関すること。 建築工事の監督及び検査に関すること。 建築工事の受託に関すること。
市営住宅課	市営住宅の総合調整に関すること。 市営住宅の管理に関すること。 市営住宅敷地の管理に関すること。 市営住宅の維持修繕に関すること。 市営住宅使用料額の決定に関すること。 市営住宅使用料及び敷金の賦課徴収に関すること。

	市営住宅共同施設使用料額の決定に関すること。 市営住宅共同施設使用料の賦課徴収に関すること。 市営住宅運営委員会に関すること。
事業調整課	恵庭駅西口土地区画整理事業に関すること。 島松駅周辺再整備に関すること。 河川愛護団体に関すること。 普通河川の使用管理及び台帳に関すること。 普通河川の維持管理、改修事業の調査及び設計施工に関すること。 普通河川の災害復旧工事の調査及び設計施工に関すること。 河川使用料の額の決定及び徴収に関すること。 水利権申請書類の進達に関すること。 治水対策に関すること。 治水事業関係団体に関すること。 国又は道の河川工事に係る連絡調整に関すること。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 5 条関係）

組織	事務分掌
会計課	会計事務の総合調整に関すること。 公印の管守に関すること。 収入命令の審査に関すること。 歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金及び有価証券の保管管理に関すること。 会計職員の指導及びその職務執行上の検査に関すること。 決算の調製及び例月検査に関すること。 金融機関の検査及び指導に関すること。 会計事務の監査に関すること。

支出事務に関すること。

支出命令と支払資料の照査に関すること。

小切手の振出しに関すること。

支出命令の審査に関すること。

支出負担行為の確認に関すること。

計算証明に関すること。

市長が特に指示する恵庭市契約事務規則（平成 9 年規則第 1 0 号）に定める
検査に関すること。

庁用指定物品の出納及び保管に関すること。

備品の登録に関すること。

市税その他歳入金の収納に関すること。

収納窓口の運営に関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。